

## 沖縄公共職業安定所における個人情報漏えい事案について

沖縄労働局（局長 柴田 栄二郎）は、沖縄公共職業安定所（以下「沖縄所」という。）において発生した個人情報漏えい事案について、以下のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

### 1 事案の概要

令和6年6月25日（火）職員Aが机上に置いた雇用保険受給資格者B（以下「受給資格者B」という。）の雇用保険関係書類（以下「書類」という。）を雇用保険受給資格者C（以下「受給資格者C」という。）が誤って持ち帰ったため、個人情報が漏えいしたものの。

### 2 漏えいした個人情報

受給資格者Bの氏名、生年月日、口座番号、雇用保険被保険者番号

### 3 発生経緯及びその後の経過

- (1) 6月25日（火）職員Aは、受給資格者Bと雇用保険相談を行った後、受給資格者Bの書類を所持したまま、別の窓口で受給資格者Cと雇用保険相談を行った際、机上に受給資格者Bの書類を置いた。
- (2) 受給資格者Cは雇用保険相談終了後、机上に置いていた自身の書類を回収する際、書類の中に受給資格者Bの書類が紛れていることに気づかないまま回収し、また、職員Aもそれに気づくことなく、受給資格者Cは回収した全ての書類を持ち帰った。
- (3) 6月27日（木）、職員Aが受給資格者Bの雇用保険関係書類を所定の保管場所から取り出そうとしたところ、所定の場所に書類がないことから、受給資格者Bの書類が所在不明となっていることが発覚した。
- (4) 職員Aの行動を検証し、受給資格者Cに確認したところ、持ち帰った書類に受給資格者Bの書類が含まれていたことから、受給資格者Bの個人情報が受給資格者Cに漏えいしていることが判明した。
- (5) 同日、担当課長が直接、受給資格者Cに対し経緯を説明し、受給資格者Cから受給資格者Bの書類を回収するとともに、受給資格者Bに対し経緯を説明し謝罪を行った。

#### 4 漏えいの原因

職員Aが受給資格者Bとの相談終了後、受給資格者Bの書類を所定の場所に戻さずに、受給資格者Cとの相談を行い、机上に受給資格者Bの書類を置いたことで、受給資格者Cの書類と混在したこと。

#### 5 再発防止対策

##### (1) 沖縄所

書類交付時の基本動作の点検及び必要な指導等並びに徹底を指示し、ミーティングなどにおいて所属の職員全員に個人情報保護について注意喚起を促すよう指示するとともに、個人情報保護についての研修を実施した。

また、個人情報保護の基本動作、個人情報文書の管理について、毎月1回の不定期の点検を実施することともに、窓口の職員から見える位置に「来所者1人の処理が終わったら所定の場所に書類を入れるまで次の対応はしない」等のポップを掲示し、日常的に情報漏えい防止の基本動作の意識付けを行うこととした。

##### (2) 沖縄労働局

各公共職業安定所長に対し、今回の漏えい事案を共有したうえで、情報漏えい防止に向けた注意喚起を行うとともに、配下職員への定期的・継続的な注意喚起及び個人情報管理に関する意識付けの徹底を指示した。

#### 【担当】

沖縄労働局職業安定部職業安定課  
職業安定課長 真壁 朝文  
地方職業安定監察官 守内 英樹  
(電話) 098(868)1655